

岐阜県証紙条例を廃止する等の条例について

岐阜県証紙条例を廃止する等の条例を次のように定めるものとする。

令和六年十二月三日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県証紙条例を廃止する等の条例

(岐阜県証紙条例の廃止)

第一条 岐阜県証紙条例(昭和三十九年岐阜県条例第六号)は、廃止する。

(岐阜県税条例の一部改正)

第二条 岐阜県税条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二条中第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号を第十号とし、第十二号を第十一号とする。

第六十一条中「受けた」を「受ける」に改める。

第六十二条中「岐阜県証紙条例(昭和三十九年岐阜県条例第六号)の例による」を「狩猟税額に相当する現金の納付を受けた後規則で定める書類に納税済印を押印する方法による」に改める。

第六十四条の見出し中「証紙徴収」を「徴収」に改め、同条中「に県が発行する証紙をはり、狩猟者登録申請書を提出する際に、知事に提出し」を「を知事に提出し、及び狩猟税額に相当する現金を納付し」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和八年一月一日から施行する。

(岐阜県証紙条例の廃止に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)から令和八年九月三十日までの間は、なお従前の例により県、第一条の規定による廃止前の岐阜県証紙条例(以下「旧証紙条例」という。)  
第五条第一項の知事の指定を受けた者(以下「指定売りさばき人」という。)  
又は同条第二項の知事の承認を受けた者から売りさばきを受けた証紙(消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは毀損したものを除く。以下「売りさばき済証紙」という。)  
による収入の方法に

- より使用料又は手数料を徴収することができる。
- 3 売りさばき済証紙を保有する者は、施行日から令和十二年十二月三十一日までの間は、これを知事に返還して当該売りさばき済証紙の額面金額に相当する現金の還付を受けることができる。
- 4 売りさばき済証紙は、施行日以後においては、他の証紙と交換することができない。
- 5 施行日の前日において指定売りさばき人であった者は、その保有する証紙（旧証紙条例第五条第二項の規定により売りさばきをさせていたものを含み、消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは毀損したものを除く。以下この項において同じ。）を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、令和十二年十二月三十一日までに証紙を返還した者に対し、当該証紙の額面金額から当該証紙の売りさばきに対して支払われた手数料に相当する額を控除した金額に相当する現金を還付するものとする。
- （岐阜県税条例の一部改正に伴う経過措置）
- 6 狩猟税を納付しようとする者（普通徴収の方法により徴収される狩猟税を納付しようとする者を除く。）は、施行日から令和八年九月三十日までの間は、なお従前の例によりその税額を納付することができる。

## 提 案 説 明

使用料及び手数料の徴収について、証紙による収入の方法を廃止する等のため、この条例を定めようとする。